

会議録

会議の名称	令和5年度第5回新城市市民自治会議
開催日時	令和6年2月2日(金) 午後6時30分から午後7時40分まで
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 議題 (1) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題について (2) 令和5年度新城市市民自治会議答申(案)について 3 その他 (1) 令和6年度以降の新城市市民自治会議構成について (2) 令和5年度新城市市民自治会議答申について (3) めざせ明日のまちづくり事業補助金及び地域活動交付金成果報告会について
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、瀧下一美委員、滝川多嘉子委員、清水良文委員、前沢美津男委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員
欠席委員	大中範久委員

1 あいさつ

会長から簡単なあいさつがされた。

2 議題

第4回会議結果について、事務局より説明した。

《事務局説明》

それでは、前回までの議論の状況について振り返っていききたいと思います。

資料1ページを御覧ください。今回は、1「タイトなスケジュールへの対応」について御意見をいただきました。まず、(2)「任期満了時、辞職等で市長が欠けた場合、それぞれで省ける事務はないか。」及び2ページの(3)「全体のスケジュールの中で、事務に要する期間を延ばした方がいい事務はないか。」について御意見をいただいたうえで、1ページの(1)辞職等で市長が欠けた場合の対応について意見交換しました。

資料5ページにいただいた御意見を項目ごとにまとめてあります。

今回は、3ページの2「参加申出者が一人の場合について」と3「主宰者について」意見交換していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

また、前回の会議において、「開催予定日と開催日を分けて公表する必要があるか」について、法務文書係の見解を確認しておくよう宿題が出ていました。

これについて、報告させていただきます。

開催予定日と開催日に分ける必要はないと思われる。台風等による中止に備え、予備日を予め設定し、諮問しておけばよい。ただし、予備日については、参加予定者の恣意的理由によらないよう答申してもらった方がいい。

ただし、事務スケジュールに不都合が生じないか再度確認した方がいいとのことでした。

(1) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に関する課題について

① 参加申出者が一人の場合の運営（推薦委員について）

《事務局説明》

討論会の30日前、1回目の申出期限までに参加申込すると実行委員会へ委員を推薦することができます。1回目の申出期限から2回目の申出期限の間に参加申込した場合は、推薦することができません。これは、討論会まで1ヶ月を切っていることから、チラシ作成や広報、テーマの決定等が必要となるためです。

片方が推薦委員を実行委員会へ送り込んで、片方は送り込めないとすると、公平・公正を疑われないかということです。

ポイントとしては、現職の市長が立候補予定者として参加することができるこの制度では、現職への有利な運営にならないよう、互いの推薦委員が監視役となって、公平・公正な運営が担保されるのではないかということなどです。

ただ、これはあくまで事務局の考えですが、前回の1-(1)「辞職等で市長が欠けた場

合の対応について」で話し合われた結果でいくと、市民の聴く機会を確保するという観点で、この場合も当然行わないという判断はあり得ないのだろうと思います。そのため、最初からルールとして定めてあるわけですし、事務スケジュール上仕方がない部分ですので、しっかりとルールを事前に周知することしか方法はないかなと思います。

これについて、御意見いただければと思います。

《質疑応答・意見交換》

会 長	資料のAとBについては、どういう意味か説明してください。
事務局	立候補者です。Aという立候補者とBという立候補者がいまして、Aさんが1回目の申し込み期限までに申し込みをする。Bさんが2回目の申し込み期限までに申し込みをする。そういった図になっております。
会 長	この参加者が1人の場合の運営っていう意味合いと、今のA、Bとの関係っていうのをもう少し皆さんにわかりやすく説明いただかないと、多分言ってることの意味がわからないんじゃないかと思うんですよね。1人じゃなくて2人いるわけでしょ。
事務局	タイトルがおかしいですかね。
会 長	だから、皆さんも読んでも意味がわからない。30日前までに応募する人が1人ということなのか。
事務局	はい。1回目の時点で参加申出者が1人という意味です。 1回目申し込み期限までに申し込んだ方は、推薦委員を実行委員会に送り込め、その状況で進めていって、2回目ギリギリのところ、申込みが出た場合、不公平が生まれないかというような内容になっております。
会 長	ということです。皆さんどうお考えでしょうか。
委 員	今まで議論していた複数出るっていうことと。 もう1回振り返りをしたいんですけど、2回目的人是なるということを許してきているんですよね。2人が出ると成立するんですよ。だから、1人の場合についてということで考えないと、2人ってなっちゃうと、これわかんないんですけど、例えば1回目に出ないよと、1回目にでなくて、2回目までに出た人が1人だと、そういう解釈でないとこれ成り立たないような気がするんですけど、つまり、誰も1回目は出ない、出てない、2回目の前に出たというふうにしないと1人についての参加者の場合の運営っていうのが、そういう議論をしないと。
会 長	ここではですね、何を議論したらいいかっていうところをたぶん皆さんが気付かれているところです。事務局どうですか。
事務局	はい、タイトルの方で混乱をさせてしまって申し訳ございません。先ほど説明した通りなんですけども、Aという人が1回目の申込期限までに申し

	出をするとですね、実行委員会に、委員を送り込めるわけですね。1回目の申し込み期限が過ぎた後、2回目の申込期限までにBさんが参加申し出をした場合には、すでに、いろんなことが決まっている状況の中で、しかも、Bさんは実行委員会に実行委員を推薦できないという状況が生まれます。これについて、不公平感があるのではないかというようなことで、課題として挙げられたものであると思います。ここについて、予めこういったルールであるよということ、きっちりと周知をするしかないと事務局としては思っていますが、それを踏まえて皆さん他に何か御意見があればいただきたいと、そういうことでございます。
会 長	皆さんいいですか。
委 員	この設問のところを変えた方がいいですよ。1回目の時に参加者が1人出る。
会 長	そこはもうクリアしてますので、その上で。
委 員	だから、これ変えた方がいいと思う。次の議論のときには変えてほしい。
会 長	そうですね。それは約束します。
事務局	承知しました。
会 長	皆さん、どうですか。現行、この制度について周知をしているということがあるので、その制度を曲げるというのが逆に不公平感を生んでしまうことになるという意見もこれまであったんですけどね。この点については、どうですか。別の意見があれば出していただきたい。
会 長	特にいいですか。それでは、これについては、制度の周知を徹底するということが大前提としてあるので、それを踏まえて立候補するというものであるから、その限りにおいては、実行委員会に推薦を出すことができない場合でもそれはやむを得ないという理解です。

② 参加申出者が一人の場合の運営（主宰者の選定について）

《事務局説明》

2回目の申出期限で1人のみの参加が確定すると、討論会7日前に主宰者を調整することとなります。参加者1人の場合の主宰者は、質問内容を厳選し、参加者の主張を引き出し、実現可能性を追求しなければならず、準備に時間を要し、人選も難しいため、1回目の申出期限の段階で参加申出者が1人の場合は、討論会を開催するかどうか検討が必要であるという問題提起です。

前回の会議で、任期満了時は2回目の申出期限を14日前と改正し、辞職等による時は2回目の申出期限をやめるという意見がありました。これを前提に話をすると2回目の申出期限において1人の参加となっても、14日または、辞職のときは10

日、主宰者決定等に時間を割けます。先程の議題でもありましたが、市民の聴く機会を確保するという前提のもとであれば、討論会を行わないという判断はないと思います。ある程度予測して動かざるを得ないと思います。

以上を踏まえて、この件に関し、御意見いただければと思います。

《質疑応答・意見交換》

特になし

③ 主宰者について（市長が指名する主宰者とは誰か。）

《事務局説明》

条例第9条において主宰者についての規定がありますが、「市長が指名する主宰者」とはだれか曖昧である。主宰者と実行委員会との関係もわからない状況であるため、条例に「主宰者は実行委員会が推薦する者で、市長が決定する」と規定してはどうかという提案です。

ポイントとしては、条例第9条に参加する立候補予定者の承認を得て市長が指名する者とあり、その役割についても規定があります。この主宰者については、討論会当日のコーディネーター・司会者を指します。

第10条で「市長は、自らが立候補予定者として公開政策討論会に参加することが出来る権利を有することに鑑み、公開政策討論会を開催するに当たっては、市民、学識経験を有する者等の協力を得て、第4条から前条までに定める手続き及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならない。」とあります。ここでいう市民、学識経験を有する者等とは、実行委員会であることが、規則第7条を読むとわかります。規則第7条で条例第10条に規定する公平かつ公正な手続及び運営を行うため、実行委員会を置くことが規定されており、その役割として、第2項第3号で「公開政策討論会を主宰する者に関すること。」と規定されています。

主宰者と実行委員会の関係ですが、まず、実行委員会は任意機関であることから、市長に対し、誰か一人を推薦することはできません。実行委員会で各委員の意見を聴いて、それを参考に市が決めるということです。したがって、提案いただいたように「実行委員会が推薦する」ということは条例に記載できないと考えます。

また、条例にはっきりと実行委員会を規定しなかった理由としては、条例制定時に討論会をどういう体制でどのように運営していくか未確定な状態であったことから、条例上は大枠のみとし、その下の規則で規定したということです。

現状について説明しました。条例で規定しておく明確な理由、必要性があるのであれば、条例改正する必要があると思います。

《質疑応答・意見交換》

会 長	この間の経緯を踏まえると市長が指名する主宰者とは誰かについての事
-----	----------------------------------

	務局提案は、具体的にはどういうことになりますか。
事務局	この問いかけに対して、どういう対応をするかということでございますか。
会 長	はい。
事務局	基本的にはですね、条例に実行委員会を規定する必要はないかなというふうに考えております。主宰者につきましては、規則の方で読み取れるということで、十分ではないかというふうに考えております。
会 長	もう少し具体的に。
事務局	法務文書係に確認しておりますので、話をちょっとさせていただいてよろしいでしょうか。市民自治会議のような附属機関については、条例で規定し、報酬を支払う必要があります。これは地方自治法で定められております。討論会実行委員会は任意機関で、報酬を支払っていません。現職の市長が立候補予定者となった場合に、関係性を疑われないように報酬を支払わない。それから、実行委員会を附属機関にして、市長の影響力が強すぎると思われないように、当時配慮したと聞いております。そもそも、任意機関である実行委員会を条例上規定できるか否かについて、確認しております。これについては、条例で規定すること自体は禁止されていません。しかし、先ほどお話した通り、あえて実行委員会を任意機関としているにもかかわらず、条例上規定することで、附属機関であると勘違いされ、現職の影響力が強いと勘違いされないかということが懸念されます。過去にですね、令和2年の地方公務員法改正時に、各種特別職の非常勤職員について、条例に規定するものと条例に規定しないものを整理した経緯があります。その経緯からも、今回、仮に条例上規定するというのであれば、他のものも整理していかないといけないということでございます。それから、実務的なことをいえば、条例で実行委員会を規定してしまうと万が一の話ですけども、実行委員会を組織できないような事態が出た場合に、条例改正をして対応していかないといけないということで、規則で、規定しておけば、市長決裁を取って迅速に対応することもできるというメリットもありますので、その辺をどう考えるかということでございます。以上です。
会 長	皆さん、いかがでしょうか。特に御意見ありませんか。もしあればお願いしたいと思います。
委 員	主宰者という位置付けなんですけど、主宰者は誰でもいいんですよね。実行委員会じゃなくてもいいわけですよね。そうすると、ただ、主宰者が実行委員会との関係で、主宰者は実行委員会と何らかの関係を持たないとこの討論会できなくなりますよね。だから、主宰者っていうのは、単独で、

	例えば、変な話、実行委員会でない鈴木誠先生にお願いしすって言ったら、それはそれで成立するんですよね。ということですよ。そうすると、鈴木誠先生は実行委員会となんか話をしないといけなくなりますよね。そういう理解でいいんですよ。
会 長	そうです。
委 員	はい。という確認です。だから、実行委員じゃなくてもいいんだっていう、そういう確認を取ったということです。
会 長	私も全く同意見です。他の皆さんどうですか。他にどんな点でも結構です。
委 員	市長の判断で決裁を通せるっていう話で、これが例えば立候補予定者が、現職1人だという時に、条例9条の参加する立候補予定者の承認を得て市長が指名するってことは、市長が自分で規則をいじった上で他に立候補者がいなかった場合は、現職市長の承認があれば、そのまま主宰者を決めるっていうのは、立候補予定者が現職市長1人の場合に現職のいい主宰者を決めてしまうっていう部分に関しては、事務局としてはどういうふうに考えていますか。
事務局	はい、ありがとうございます。説明があちこちして、多分混乱してしまってるんですけども主宰者と実行委員会を両方説明してしまってるので混同してるんですが、今回、条例で実行委員会を規定しないっていうことに対しては、規則の方で運用したしといた方が仮に実行委員会を組織できない時には迅速に対応できますよということです。ですので、主宰者については、あくまで参加する立候補予定者の承認を得て、市長から指名するという条例通りの運用をしていくということでございます。
委 員	おっしゃる通りなんですけど、じゃあ条例改正をして実行委員会が推薦する中でやったとしても同じ議題は多分出てくると思うんですけど、申し訳ないなと思うんですけど。この主宰者を決める権限を規則で決めてるわけですよ。それは、現職市長が決めるわけですよ。仮に立候補予定者が現職市長だった場合に、規則をいじった上で主宰者を選出させて、立候補予定者が現職1人だけなので、その人でいいですよって言えば、言ってみれば、自分にとって都合のいい主宰者を推薦させて、その人に委託することができてしまう状態っていうのが、今、現行案なんですよ。これは、条例改正をして実行委員会が推薦するものの中だというものを入れたからと言って変更されるものではないんですけどもちょっとその点が気になったので、どういうふうにお考えかなという質問です。
事務局	〇〇委員がおっしゃることが、今、理解できました。ただ逆に、条例に規定してしまうことによって、関係性が疑われてしまうというような説明

	<p>をさせていただいたんですけども、その兼ね合いをどう判断するかっていったところが、検討のポイントになるのかなとは思いますが。〇〇委員がおっしゃることは、十分、理解できましたが今の時点で何とも言えないところです。</p>
委員	<p>〇〇委員がおっしゃることが懸念されるっていうのもわかるので、例えば、その現職市長が出た時には、その主宰者を決めるのを職務代理と云っていいのかわからないけど、そういう手はないかって思ったんです。要は、道義上市長は退いて、主宰を決めなくて、その時には職務代理かなんかにするのか。</p>
委員	<p>それは無理である。職務代理は選挙期間中でないと置けない。</p>
委員	<p>そうよね。ど、ど、どうすればいいのかなと思ったりするんですけど。今、ちょっと思いついたのがそんな話だったんですけど。これ1人だからっていうのもあるかもしれない。そこら辺のどういうふうに主宰者を任命するかっていうことになるかな。公募というのがあるかわからないですが。</p>
会長	<p>逆に何が問題ですかっていうことがあってもいいじゃないかと思いません。</p>
委員	<p>今、〇〇委員が職務代理を言われたんですけど、職務代理者は、選挙期間にならないと任命されないのだから、ここで言っている主宰者を市長が決めるっていうのは、非常に微妙な問題なんですよ。これを深く突き詰めていくともう1年、この問題をやらんといかんじゃないですか。</p>
部長	<p>条例上だと職務代理者と書くことはないので、市を代表する者となれば、「市長は」となるんですけど、実際に選挙期間中になることから、実際の運用は職務代理者がこの時点で多分行ってることにはなるんですけども、そうであっても市を代表する者は、やっぱり条例上は「市長は」と書きます。それを担保するためにやはり第10条があって、当然市長は、立候補予定者としての公平性を保つと、ここを裏切ってまでやるっていうことは、現職にはあってはならないことであるというところを条例上で謳ってある。その細かいところについては、規則の方に定めて、実行委員会ということであって、〇〇委員が言われたとおりに、1人の場合、本当に1人の場合であれば、まずそこまでの首長は出てこないと思うんですけども、もう、拮抗することがわかってて、対立候補がギリギリまで待ってて、第2回目の時になって出てくると、それまでは、事前にわかってることは少ないと思うんですけど、そういうところまでがわかって、あえて意図的に規則を変えるようなことになればあり得ると思うんですが、実際にはそこまでやるのが、逆に、世間にこういう時代ですので、相手候補も多分そういうところも、あまりあり得ることではないかなとは思いますが、〇〇</p>

	委員が言うところは、あの、全然ないわけではないので、どちらかという と、第10条で、そこは、縛りをかけてあるのかなというふうに考えられ る。
委員	条例第10条の規定で制限するというを理解しました。
会長	はい、わかりました。今、部長がコメントしてくれたことを踏まえて扱 いたいと思います。

(2) 令和5年度新城市市民自治会議答申（案）について

《事務局説明》

<p>先程も会長から御説明がありましたけども、今回の答申は、市民自治会議として何か 1つ結論を出すというものではなくて、多様な意見があるということで、皆さんの意見 をまとめた形で答申をしていただく予定です。</p> <p>資料の6ページから11ページに答申の案を付けてあります。6ページ、7ページは 答申書の鑑文で、諮問を受けてから市民自治会議においてどのように諮問事項につい て検討を重ねてきたかを記載しております。8ページから11ページは、課題毎に各委 員からいただいた意見をまとめたものです。本日いただいた意見もここに追加します。</p> <p>本日、委員の皆さんに御確認いただき、修正等ありましたら御意見いただければと思 います。よろしく願いいたします。</p>

《質疑応答・意見交換》

会長	<p>内容について何か確認したいことはありますか。</p> <p>今回、多様な意見があって、実際に実行委員会を立ち上げる、あるいは、 実行委員会のみならず、公開政策討論会の諸準備を進めるにあたっての確 認事項をですね、皆さんに色々とお出しただけというふうに思ってい ますので、色々判断していく際に扱わせていただけるようなところじゃな いかなというふうに思っています。</p> <p>それでは、どうでしょうか。この6ページ、7ページについて、何か御 質問とか確認したい点はございますでしょうか。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか、皆さん。それでは、もし何か気づいたところがあ りましたら、意見として、事務局の方にお出しただければ結構かと思 いますが。一応、皆さんに読んできていただいたものとして、御承認いた だいたということで扱わせていただきます。</p>
委員	<p>一点確認です。今、鑑文を確認しましたが、8～11ページはどうしま すか。</p>
会長	<p>これは意見の一覧なので、今回、今の意見を加味した上で、それで、こ の6ページ、7ページの内容に追加して提出をするということです。</p>

委員	ちょっとお願いがあります。この意見自体も答申の際に公表されるのですよね。
会長	はい。
委員	それが出るってということなので、例えばこの意見っていうところに、必要があるかっていう課題があるので、必要があるのと必要がないのと分けて書いてほしいんです。わかりにくいから、書き方の問題ですけどね。だから、必要があるって意見はこちら、必要ないというのはこちら。ま、中間ていうのもあるかもしれない、そうやって書くとわかりやすいんじゃないかっていう私の意見です。
会長	実は、読んでいくとどちらとも取れないというね、自分の初見を述べていただいているところもあるので、可能な限り2つに、必要がある意見、それから必要のないという意見、その他ですね。ちょっとわかりやすく整理するところでは、事務局、よろしいですか。方法でちょっと検討してみましよう。 答申は公開するものですか。この意見一覧も公開しますか。
事務局	公開します。
会長	公開するということですので、そういう観点でわかりやすくした方がいいということですよ。

3 その他

(1) 令和6年度以降の新城市市民自治会議構成について

《事務局説明》

昨年度の市民自治会議において、「新城市市民自治会議の所掌事務を行っていくのに相応しい委員を選ぶべきである。」という意見が出されたことから、市長が設置する附属機関である市民自治会議の委員として、どういった委員が市として必要なのか検討を行いました。

方針として、市民自治会議が自治基本条例の実効性の確保を目的として設置された会議であることと新城市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条（附属機関の委員の選任）を参考に資料に記載の(1)～(9)を方針としました。

結果、3の委員選出方法のとおり、学識経験者1名、各種団体から推薦を受けた者8名、公募2名に加え、その他必要な者4名の合計15名で構成することとしました。

各種団体から推薦を受けた者としましては、これまであった区長会と地域協議会に加え、新城市商工会、新城市社会福祉協議会、新城市国際交流協会、新城市若者議会連盟でまずはスタートすることとしました。また、その他必要な者として、新城市女性人材バンク登録者から2名、市内で子育て支援に関するボランティア等を行う者1名を選出し依頼していきたいと思っております。市長が必要とする者については、諮問内容に応

じて必要な委員をお願いできるよう予備枠としております。

《質疑応答・意見交換》

会 長	今回のこの新しい構成についての特徴という点は どんなどこにあるか説明していただいていた方がいいですか。
事務局	はい、特徴としましては、度々、昨年度も出てきておりました外国人の視点といったところを取り入れていきたいということで、国際交流協会から推薦を受けたもので、今調整しておりますけども、できれば日本語が話せる外国人の方っていうのを探している状況です。それから、若者議会連盟というのがございまして、これは若者議会のOB、OGの方で組織していただいている任意の団体になります。こちらの推薦で、できるだけ若い方に参加していただきたいということでございます。新城市には、女性人材バンクという制度がございまして、登録していただいている方に女性の視点で、意見を言っていただきたいということで、今回、2名の方を選出したいなと思っております。それと、子育て支援に関するボランティア等を行うものということで、なかなかこういった会議に出て来ていただけないかなとは思いますが、そういった方にもですね、ぜひその子育てに関する視点で、いろんな意見をいただきたいというようなことでございます。
会 長	そうですね、はい、わかりました。ありがとうございます。まあ子育て世代の意見を重要視していこうというところが、やはりあるんですけども、ただ、こういう会議の仕方をしてたら、たぶん出れないというふうに思います。ですので、例えば子供に食事を提供してる時間帯がどうしてもあるという場合には zoom で参加できるようにするとか、その辺は、柔軟に運用の方法のところで、委員構成をきちんと守れるようにしていくというね、そういうこともしっかりと記録取っといういただけると助かりますので、よろしくをお願いします。これは、審議事項ではありませんので、今日、報告をさせていただきたいと思います。
委 員	市民自治会議の委員のことについて、お願いっていうか、これはもう既に令和6年度に向けて決定し、公募するっていうことでいいんでしょうか。この人数もこういうことで決まりですか。
事務局	はい。
委 員	多様な人たちが、ここに集うっていうのは、非常にいいことだと私も思います。ただ、原点に返ってですね、この市民自治っていうのは何かっていうことをやっぱり。例えば、ここの人たちは（現委員）、ある意味で、自治基本条例のことを頭に置いて、公募してるんですよね。そういう人たち、この区長会さん、協議会さんは、いろんな団体から出てくる前に、充て

	<p>職という形になっていってしまわないかという懸念を持っています。ですの である程度、事前の勉強会じゃないんですけど、知識を入れておいてほし いてということが、私の要望です。</p>
委員	<p>私も〇〇委員の言われる通りだと思います。突然、市民自治会議に入っ てきて、まず、自治基本条例から地域自治区条例、そこらはもうよくレク チャーしてあげないと一遍に諮問の内容に入ってもわからんじゃないの かな。だから、会長とか副会長さんは長年やってられているんで、頭の中 に入っているけど、その他の方は全然頭の中にはないわけですよ。そこら が今後の市民自治会議の新しいメンバーが入ってきたら、いかに勉強して もらうようにするかが私は問題なのかなと〇〇委員と同じようにという ふうに思います。</p>
委員	<p>私は、区長会から推薦された者として充て職でこの会議に出席してお りました。</p> <p>最初はやっぱり〇〇委員、〇〇委員が言うようにかなりきつかったです。 今日もちろん資料は読んできました。でも、わからんことがだいぶあり ます。ですけど、公募の人ばかりでやったらどうなりますかね。そんな感 じがしました。</p> <p>充て職もいいけど困ったなというのが実際です。全ての会議出席しました けども。</p>
委員	<p>私は、一応自治基本条例を知ってるつもりでおりましたが、今回のテー マはなかなか難しく、意見が言えなかったなって思ったので、もしテー マが事前にわかっているのであれば、それに意見が言えるような方を募集し たらどうかなっていうのを思いました。</p>
会長	<p>はい。正直言って、今回のテーマは、意見がなければならぬで全然構わな いです。私は、疑問に思わないというのも大事な主張だし、意見だと僕は、 聞いてて、今回のことは思いました。我々が疑問に思っこのテーマを出 したわけじゃなくて、やはり、見直しをするというところだと市の側とし ては、いくつか懸念材料とか皆さんの意見を聞きたいところがあるので、 今回こういう非常に複雑なテーマを出してみた。ですから、あくまでも委 員の皆さんの意見を聞きたいということで用意されたもんですからね、そ こは全然気にしなくて大丈夫です。</p>
委員	<p>私は、公募で軽い気持ちで入った2年間でした。これを見させていた いた時に、公募枠が減ったら次がないのかなっていう、なんかちょっと狭 き門になるのかなっていう気はしないこともないんですけど、2年やって少 しわかってきたこともありますし、まだ全然わかってないこともあります。 わからないことをどうしようって言った時に、事務局の方に、僕が言</p>

	<p>った意見は素人なので、あとうまくフォローしてくださいって言ったら、そういう意見って大事なんですよって言われて、すごく安心したんです。ここで意見を言って、ちょっと的外れてもなんとか助けてくれるんだな、言うことが大事だなんていうふうに思いました。なので、狭き門にはなりますが、ここが少ないのももちろんこういういろんなところからいろんな意見が出てくるっていうのは、すごくいいことだなんていうふうに、これを見てまた再確認させていただきました。ありがとうございました。</p>
委員	<p>はい、じゃあ一応若者枠として、私もこれで今年で6年やらしてもらいまして、やっぱり今までいろんな若者の委員の一緒にやらせてもらった子たちの話を聞いてると、よくわからないっていうところとか、意見を言いにくいっていうような意見は、他の子からは、度々聞いてました。やっぱり、ベテランの皆さんで経験のある皆さんとやるとなると、若者としては意見が言いにくいのかなっていうところが重々かなと思いますので、今、〇〇委員が言われた通り、若者目線の意見っていうのが、この市民自治会議においては必要だっていうところも踏まえて、なんて言うんですかね、よりフレッシュな、若者が入ってくるといいんですけど、その意見を言いやすいような空気感だったりとか、それから、あの事前レクについても、もうちょっとこう、内容が内容なんで、簡単にしすぎるのもどうかとは思いますが、もうちょっと、簡単なこういうふうな意見でもいいんだよみたいなのところが、事前に提示されておるとですね、参加しやすいかなと思いますので、その点、留意していただいて、よろしく願いいたします。以上です。</p>
副会長	<p>自治基本条例を作るときに、誰かに任せずに、市民が意見を述べたり、話し合ったりすることを積み重ねていくのが大事だねっていう考えで作ってきて、実際に10年の時間が過ぎてきたのかなっていうふうに感じ、作った時は、10年経ったらそんなもうてっばで置いていても、なんでも、どんどん進んでいくようになるんじゃないのかなと、ちょっと思っておりましたが、実は、時間が経つと、世の中も色々変わってくるし、いろんなことが起きるし、その時、私たちのまちは、本当にみんなで話し合ったり、相談し合ったりすることができているのかな。いつもいつも、なんかそれを繰り返し繰り返し思う。だから、時間が経ったら楽にできることなんてのはないんだなって10年にして思っています。でも、それを繰り返し、誰かに任せて、誰かが今までやっといってくれたら、楽でいいわと思わないのが地域の人のかの進め方なんだろうな。それがそのまま自治基本条例に書いてあるんだなっていうふうに感じてます。だから、今度の委員を選ぶ時も、充て職っていうこともあったんですが、充て職の団体の代表の人</p>

	<p>が来るのが大事なのではなくて、その組織の中で、この団体の中で、こういう人がいてくれたらいいよね、この人は思ってるよねっていうような人を選んでいけたらいいなっていうふうに思ってます。その会の代表だから来てください、あんたから来てくださって、そういうことではなくて、そこで相談をした時に、その目線で、この人がいいね、こういうことを言ってくれる人に言ってもらいたいねっていうことが、そういうことで選ばれた人が来てくれるといいなっていうふうに思ってます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、一通りね、意見を言っていました。</p> <p>私の方からも1つお願いがあるんですけども。〇〇委員が言ってくれたことでもあるんだけど、事前のレクチャーっていうかな、まず1番基本的なことは、自治基本条例についての説明と、そして、その自治基本条例の特に基本原則とか、それから、その中で、何を求めていくことなのかっていうこと、これをやはり、しっかりとまずは最初に押さえておいていただくために、数回やはり勉強会をやっていただく。事務局と委員の皆さん、ちゃんと説明に行ってお願ひする人が決まった場合、特に充て職の場合には、そこはしっかりと押さえていただくことが大事かなと思います。委員の方から、充て職の場合は、各団体から推薦を受けて、それで決まっちゃうということは絶対避けなきゃいけないので、そこら辺の推薦を受けたら、その受けた方に、しっかりとこの委員の役割をですね、説明いただいても、条例のやはり解説をしっかりと読んでいただくっていうことは、とても重要なことだと思います。これは、最初に1回やったらおしまいじゃなくて、例えば、半年に1回とか、あるいは、四半期に1回というようなことで、多分、そうなると思えばなるほど諮問内容に即してね、どこを扱わなきゃいけないのか、どういう議論がこれまであったかということも含めて情報提供をして、また、充て職の皆さんが自分の社会経験をですね、表現しやすいようにサポートするというようなその辺の事務局の段取りというのがすごく重要になってくると思います。これがうまくできると市民自治会議のですね多様な所属団体から出ている方たちが意見が言いやすくなるだろうというふうに思います。その辺ですね、公募の方であったとしても同じだろうと思います。公募でも先ほど〇〇委員が冒頭、自治基本条例をわかっておって出てくるというふうに言われましたけど、僕は全くそんなふうに信用してませんので、自治基本条例がわかっていて出てくるなんていう人は誰もいないというふうに思ってますし、それはもう相当な思い入れが強いというのはいいいい方ですけども、思い込みに過ぎないというようなそんなふうにも言っているんじゃないか。公募委員の方にとっても、</p>

	<p>さっき〇〇委員が言ってくれたように何となくまちに貢献したいとか、まちのことよく知ってみたいという方が手を挙げやすいようなハードルの低さってというのが常になきゃいけないと思ってますよね。何となくでもいいから、まちのことを知ってやろう、見てやろう、話してやろうとみんなと色々な意見交換してみたいというような気持ちで手を挙げてくださる方がやはり自治基本条例について、レクチャーを受けて、より深い認識が持てていくっていうことが大事だと思いますね。そこらへんはぜひお願いしたいと思います。もう1点だけ言うと、私は、さっき〇〇委員がおっしゃったようことでもあるんだけど、こういう委員に送り出されてみて、経験してみた、そして、5回、6回やってみて、ようやくどういうことをやるのかっていうことがわかったと。意見はなかなか言えなかったけども、この自治基本条例の市民自治会議がどういう場であるかということがわかって、そして自分の所属団体に持ち帰る。これだったらできるようになるということでも、私は全くいいんじゃないかというふうに思ってます。町内会や自治会の役員と同じで、回ってきてやってみたらその大変さがわかったと、あるいは意味がわかったっていうことでも、これも大事、いいんだろうと思います。ただ、議論の時には、議論に参加しやすいように、何を議論するのか、どこの何条を活用するのか、そこら辺をね、助言をするということはこれが事務局の大事なことなので、そこさえ押さえておいていただければと思います。そこら辺は、ぜひサポートしていただきたいというふうに思います。</p>
--	--

(2) 令和5年度新城市市民自治会議答申について

日時：令和6年3月25日（月）午後4時から午後4時30分

場所：市役所3階 政策会議室 または 市長室

※会長、副会長出席。その他委員は、可能な方のみの出席とする（出席可能な委員は2月中に事務局まで連絡する。）

(3) めざせ明日のまちづくり事業補助金及び地域活動交付金成果報告会について

日時：令和6年3月2日（土） 午前10時～午後1時

場所：新城文化会館展示室

閉会